

# 請負工事成績評定基準

## (目的)

第1条 本基準は、「請負工事成績評定要領」（平成25年3月29日付け国港技第112号）（以下「評定要領」という。）第3条に定める工事成績の評定（以下「成績評定」という。）及び工事の技術的難易度の評定（以下「難易度評定」という。）に必要な事項を定め、地方整備局が所掌する請負工事の成績評定及び難易度評定を適確かつ公正に行うことを目的とする。

## (対象工事)

第2条 成績評定及び難易度評定の対象は、評定要領第2条に定める評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する港湾工事、空港工事、海岸工事及びその他これらに類する工事とする。

## (評定の方法)

第3条 成績評定及び難易度評定は、それぞれ次の各号に掲げる実施基準により行うものとする。

- 一 成績評定：別添1「工事成績評定実施基準」
  - 二 難易度評定：別添2「工事技術的難易度評価実施基準」
- 2 受注者が共同企業体の場合は、共同企業体に対して成績評定及び難易度評定を行うものとする。
- ただし、共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、法令遵守等における減点を構成員毎に行うものとする。

## (評定結果の記録)

第4条 評定要領第5条第2項に定める工事成績評定表及び工事技術的難易度評価表への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 成績評定の結果は、別添1「工事成績評定実施基準」の別記様式第1（工事成績評定表）に記録するものとする。
- 二 難易度評定の結果は、別添2「工事技術的難易度評価実施基準」の別記様式第1（工事技術的難易度評価表）に記録するものとする。

## (評定結果の通知)

第5条 評定要領第8条及び第9条に定める受注者への評定結果の通知（以下「評定通知」という。）は、次の各号により行うものとする。

- 一 「工事成績」及び「工事の技術的難易度」に係る評定通知は、別紙第1-①「請負工事成績評定通知書（通常）」により通知するものとする。
- なお、受注者が共同企業体の場合は、共同企業体宛に通知するものとする。

二 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合の「工事成績」及び「工事の技術的難易度」に係る評定通知は、別紙第1-②「請負工事成績評定通知書（構成員毎に異なる場合）」により構成員毎の評定点を記入して通知するものとする。

（評定結果の説明請求に対する回答）

第6条 評定要領第10条及び第11条に定める説明請求への回答（以下、「評定説明」という。）は、次の各号により行うものとする。

一 「工事成績」又は「工事の技術的難易度」に係る評定説明は、別紙第2「請負工事成績評定に係る説明書（回答）」及び別紙第3「請負工事成績評定に係る再説明書（回答）」により、回答するものとする。

二 評定要領第10条の第3項に規定する委員会とは、別途定める「請負工事成績評定評価委員会規則」又は「事務所請負工事成績評定評価委員会規則」に基づき設置された「請負工事成績評定評価委員会」又は「事務所請負工事成績評定評価委員会」とする。

三 評定要領第11条の第2項に定める委員会とは、別途定める「地方整備局工事成績評定審査委員会規則」に基づき設置された「地方整備局工事成績評定審査委員会」とする。

#### 附則

1. この請負工事成績評定基準の規定は、平成27年4月1日以降契約する工事から適用する。
2. この請負工事成績評定の実施は、国土技術政策総合研究所で運営管理している港湾事業執行支援システム（PASSPORT）の工事・調査評価システム（CRES）により行うものとする。

(別紙第1-①請負工事成績評定通知書(通常))

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局(副局長、次長)  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

請負工事成績評定通知書(修正<sup>※注</sup>)

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領第8条(第9条<sup>※注</sup>)に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 〇 〇 〇 〇 工事
- 2 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完成検査年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 評定結果
  - ① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
  - ① 修正評定点<sup>※注</sup> 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】
  - ② 工事技術的難易度評価 〇 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送付先
  - (本官の場合) ☎〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局(担当官)〇〇〇〇 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) ☎〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所(担当官)〇〇〇〇 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
  - (本官の場合) ☎〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部(担当)課(担当)係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) ☎〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇(担当)課(担当)係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇

※注) 評定点に修正のあった場合に記載する。

(別紙第1-②請負工事成績評定通知書(構成員毎に異なる場合))

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

〇〇・△△共同企業体

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇地方整備局(副局長、次長)

〇 〇 〇 〇 印

又は 〇〇地方整備局

〇〇事務所長

〇 〇 〇 〇 印

請 負 工 事 成 績 評 定 通 知 書 (修正<sup>※注</sup>)

貴共同企業体が受注した工事について、請負工事成績評定要領第8条(第9条<sup>※注</sup>)に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名                    〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期                      平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完成検査年月日            平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 4 評定結果
  - ① 評定点            〇〇会社〇〇支店 〇〇点 } 項目別評定点は別表1のとおり
  - △△会社△△支店 △△点 }
  - 又は〇〇点(〇〇会社〇〇支店を除く) 取りまとめて記載しても可
  - (① 修正評定点<sup>※注</sup> 記載方法は①評定点と同じ 【評定点が修正された場合のみ】)

- ②工事技術的難易度評価            〇            項目別評価表は、別表2のとおり

- 5 送付先
  - (本官の場合) ㊚〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
  - 国土交通省〇〇地方整備局 (担当官) 〇〇〇〇 宛
  - TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) ㊚〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
  - 国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所 (担当官) 〇〇〇〇 宛
  - TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

- 6 手続き等の問い合わせ先
  - (本官の場合) ㊚〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
  - 国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部 (担当) 課 (担当) 係
  - TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) ㊚〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
  - 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇(担当) 課 (担当) 係
  - TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

※注) 評定点に修正のあった場合に記載する。

別表1

## 項目別評定点

項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	※ ○○会社○○支店 ※ △△会社△△支店を除く	※ 該当なし又は-0点 ※ 該当なし又は-0点
評定点合計	※ ○○会社○○支店 ※ △△会社△△支店を除く	※○○点/100. 0点 ※○○点/100. 0点

※ 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合に限り、構成員毎の評定点を記入する。

## 工事技術的難易度項目別評価表

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②地質	
		③地形・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤工事区域	
		⑥作業用道路・ヤード	
		⑦供用規制	
		⑧その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価 ( I ~ VI )			

(別紙第2)

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局（副局長、次長）  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

### 請負工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局（副局長、次長）」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は、〇〇地方整備局で別途に設けられた地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局（担当）官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

4 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部（担当）課（担当）係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

(別紙第3)

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局 (副局長、次長)  
〇 〇 〇 〇 印

### 請負工事成績評定に係る再説明書 (回答)

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

#### 記

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答